

感染トピックス

NO. 47
2013. 3. 25
感染管理室
内線 (2081)

平成25年4月1日から 感染症法施行規則の改正に伴い 届出様式の追加と変更があります

追加	<ul style="list-style-type: none">・ 侵襲性インフルエンザ菌感染症・ 侵襲性髄膜炎菌感染症・ 侵襲性肺炎球菌感染症 <p>＜5類感染症：7日以内に届出＞</p>	<p>・ 侵襲性感染症であり、それぞれの菌が髄液または血液から検出された感染症とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・ 重症熱性血小板減少症候群(既に3月4日より追加) <p>＜4類感染症：ただちに届出＞</p>	
変更	<p>(診断方法/感染原因等の追加、記載の変更など)</p>	
	<ul style="list-style-type: none">・ 細菌性赤痢 <3類感染症：ただちに届出>・ E型肝炎 <4類感染症：ただちに届出>・ 麻しん <5類感染症：7日以内だが、出来るだけ早く届出>・ ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く) <p>＜5類感染症：7日以内に届出＞ など</p>	

* 詳細および届出対象疾患一覧は、厚生労働省ホームページ参照してください。

届出基準および届出様式は、焼津市立総合病院 院内ポータル感染対策マニュアルにも掲載してあります。